

浄化槽の保守点検業者に対する行政処分要領の概要

○ 目的

浄化槽は、浄化槽を管理する者（所有者等）によって適正に維持管理されなければならない。

通常、浄化槽管理者は浄化槽の専門知識や技術、器具等を持ち合わせておらず、維持管理のうち浄化槽の点検及び調整を行う保守点検については、県の登録条例（昭和60年12月25日制定）に基づき登録を受けた保守点検業者に委託し、保守点検を行うのが一般的である。

当該登録条例は、違反事業者に対する取消処分等の規定を有しているが、処分の基準が定まっておらず、その実効性を欠いていた。

行政処分要領を制定し、保守点検業者への指導に実効性を持たせ、もって浄化槽の適正管理体制の推進を図るものである。

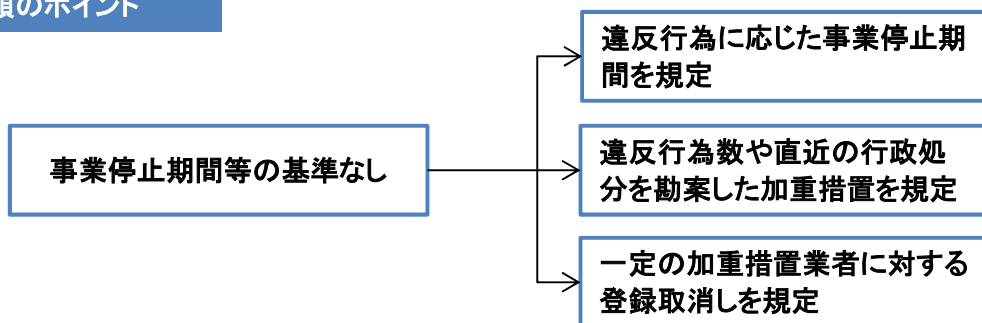
○ 保守点検業者の役割

- 浄化槽管理者から委託を受け、適切に保守点検を実施する。（年3回以上）
- 浄化槽の清掃時期を判断し、適切な時期に清掃業者に通知する。
- 浄化槽管理者から委託を受け、定期検査（第11条検査）の手続をすることができる。



浄化槽の維持管理について、非常に重要な部分を占める。

○ 処分要領のポイント



○ 維持管理とは

